

令和4年度 第3回阪南市都市計画審議会 会議録

【開催日時】 令和5年2月20日（月） 午後3時から開催

【開催場所】 阪南市防災コミュニティセンター 1階研修室

【出席委員】 委員15名中、11名の出席の下、開催した。

下村 泰彦、日野 泰雄、見本 栄次、岡 やよい、上甲 誠、角野 信和、山本 守、
奥野 英俊、古野 悦司、藤原 正久、森 繁利

【欠席委員】 瀬田 史彦、三星 明宏、相良 修一郎、吉田 美智子

【傍聴者】 11名

【案 件】

阪南市の都市計画に関する基本的な方針について（令和4年11月16日付議）

【結 果】

- ・ 会議及び会議録の公開について、承認を得た。
- ・ 阪南市の都市計画に関する基本的な方針について（令和4年11月16日付議）に対して、出席委員全員が令和5年2月20日提出の原案のとおり承認の上、答申がなされた。

【質疑応答】

(会 長) 事務局で計画案を精査した結果の追記修正については、軽微な修正という事で対応させて頂きたい。パブリックコメントの意見については個別の意見の対応ではなく、多様な意見がある事を踏まえ、計画内容の修正の要否について判断することを踏まえ、ご意見を頂きたい。

(委 員) 議会では、議決事項である総合計画について議決したが、都市計画マスタープランについては議決事項ではない事を確認したい。

(事務局) 議決事項ではない。

(委 員) 議会では都市計画マスタープランを議決するののかとの問い合わせが多く、確認させて頂いた。

本審議会で都市計画マスタープランの原案を承認する答申をした場合、西部丘陵産業集積用地事業にお墨付きを与えることになるのかどうか、市の見解があれば教えて頂きたい。

(事務局) 都市計画マスタープランが個別事業を担保するものではない。開発行為については、開発許可手続きの中で審査されるものだと認識している。

(委 員) 本審議会で答申することが、西部丘陵で計画されている事業を後押しするものではなく、都市計画マスタープランと個別事業は別だと確認したかった。

(会 長) 総合計画が市の最上位計画であり、都市計画に限らず、各部局の基本計画は総合計画に従って策定されるはずである。新市街地エリアについては事業者が手を挙げているかもしれないが、他の事業者が提案することもあり得る。都市計画マスタープランでは新市街地エリアの目的に従って土地利用を誘導することとなっているが、今回の都市計画審議会は、現在、事業者が提案している内容がそれと合致するかどうかを審議する場ではない。また、審議会としての答申はするが、市長が市の最終決定権者としての判断を行うことを再度確認しておく。その他、意見があればお願いしたい。

(委員一同) (意見なし)

(会 長) 意見が無いようであれば、以下について確認願いたい。

- ・事務局説明の軽微な修正は願います。
- ・パブリックコメントについては資料のとおり内容を分類し、内容に即した回答を行うことについて、各審議会委員の判断を願う。
- ・本日頂いた、パブリックコメントを反映した計画案のとおり、審議会として答申する。また、議案書に付随する資料、環境アセスメントの資料等は、計画書を作成する過程での資料であり、計画書を判断する材料ではないと考えるので、審議事項から外した方がいいと考えるが、いかがか。

(事務局) そのとおり。

(委 員) 質問だが、答申書に、「環境アセスメントを実施中の事業を担保するものではない」と明記しないのか。

(会 長) 通常、都市計画マスタープランの答申でそのような記述はしない。事業の後押しも否定もしない。個別事業の判断は、環境アセスメントや開発許可等、事業実施に必要な手続きで判断するものと理解している。

(委 員) 多くの市民が関心を持っているので、答申書は原案のとおり承認するものとして答申し、付帯事項として言葉を付すことはできないか。

(会 長) 付帯意見を付して答申することはあるが、今回の場合、個別事業に関して意見を付すことが、個別事業に踏み込むような誤解を生まないと心配する。総合計画の産業誘致ゾーンに即し、今後の本市の発展のために開発するエリアだということで都市計画マスタープランに位置付け、都市計画審議会で答申するという事で理解いただければと思うが、いかがか。

(委員一同) (意見なし)

(会 長) 当該開発地区で具体の事業が一部見えてきたことから、皆さん心

配されて今回の都市計画審議会に多くの方が傍聴に来られたと思うが、本審議会で皆さんの心配事に関して言及することができない旨はご理解いただきたい。開発行為に係る懸念事項等に関しては、今後の阪南市や大阪府の対応をお待ちいただければと思う。

また、本市の将来像に関するこういった案件に関して、日頃から関心を持って頂ければと思う。

それでは、都市計画に関する基本的な方針、通称都市計画マスタープランに関して、本日提出された原案のとおり答申することによるしいか。

(委員一同) 異議なし。

以上

【午後 5 時 1 5 分閉会】